

監 査 報 告 書

令和 2 年 7 月 27 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 松 田 和 之 様

監事 森 下 直 治 

監事 但 野 由 美 子 

監事は、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの令和2年度第1四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該期間に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

③ その他

固定資産等の取得について、取得先において当法人代表と利益相反関係がある場合は、事前に理事会において、職務執行代理者を選定し取り進められたい。

監 査 報 告 書

令和 2 年 10 月 23 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 松 田 和 之 様

監事

森 下 直 治



監事

但 野 由 美 子



監事は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの令和 2 年度第 2 四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該期間に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 3 年 1 月 25 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 松 田 和 之 様

監事 森 下 直 治 

監事 恒 野 由 美 子 

監事は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの令和 2 年度第 3 四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該期間に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 3 年 5 月 24 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 松 田 和 之 様

監事

森 下 直 治



監事

但 野 由 美 子



私たち監事は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの令和 2 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

③ その他

本年度の事業活動収支は、1,594 万円の黒字となっていますが、町からの運営補助金 2,000 万円によるもので、実質は 406 万円の赤字経営であり、これまで同様厳しい状況にあります。

高齢化社会が一層深刻化を増す環境の下、町民の負託に応える為には、当法人自体での安定した経営が基本ですが、経営収支が償わない現状において、訓子府町からの支援は欠かせませんが、近隣自治体との広域的な対応も検討すべきかと思われます。